

一般社団法人日本循環器学会 中央選挙管理委員会内規

平成 15 年 3 月 29 日制定

平成 27 年 1 月 23 日改定

(設 置)

第 1 条 定款第 5 条及び定款施行細則第 31 条、32 条に基づき、本会に一般社団法人日本循環器学会中央選挙管理委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目 的)

第 2 条 本委員会は本学会の代議員選出のため、本会及び各支部との業務連絡を図り、選出結果を理事会および会員へ通知することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本委員会は委員長 1 名と各支部の選挙管理委員会委員長をもって組織する。

2. 本委員会は学会事務局に設置する。

(委 員)

第 4 条 本委員会の委員長は選挙実施年度の監事とする。

2. 本委員会に委員を置くことができる。
3. 各支部選挙管理委員長は、原則として支部監事とする。
4. 各支部選挙管理委員は、各支部において定める。
5. 各委員の任期は代議員選挙年の 1 年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第 5 条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 本委員会の決定事項は、必要に応じ理事会に報告する。

(業 務)

第 6 条 本委員会は、次の事項を業務とする。

- (1) 全選挙事務を統括する
- (2) 各支部に選挙管理委員会を設置すること
- (3) 公正な選挙の指導・監督
- (4) 選挙結果を会員に通知するとともに理事会へ報告すること
- (5) その他、別に定める規定等の事項を遂行するために必要な業務

(計画・予算)

第 7 条 代表理事は、年度毎に選挙の業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らねばならない。

(報 告)

第 8 条 委員長は、任期満了時においては任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改 廃)

第 9 条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この内規は、平成 15 年 3 月 29 日より施行する。